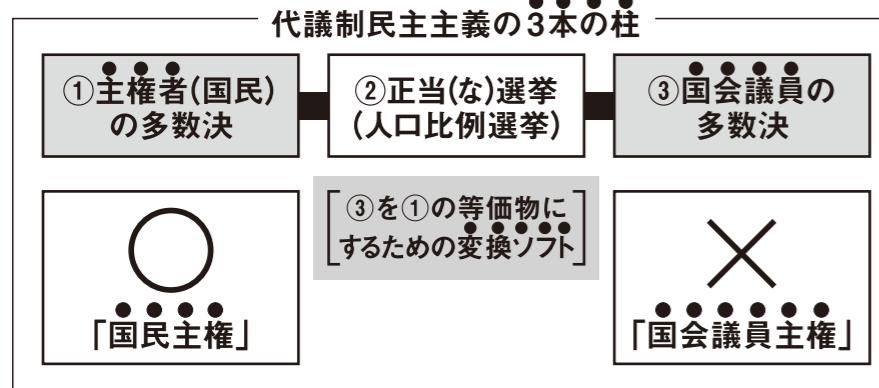


# 意見広告

# 日本は代議制民主主義国家ではない



## 第1「代議制民主主義」論

### 1 代議制民主主義の3本の柱

(1)代議制民主主義は、

- ①「主権者は、国民である」、
- ②「正当(な)選挙」、
- ③「国会議員の多数決」

の3本の柱から成り立っている。

代議制民主主義では、②「正当(な)選挙」こそ、統治の仕組みの命綱である。なぜならば、「正当(な)選挙」(即ち、人口基準選挙)は、「国会議員の多数決」を「主権者(国民)の多数決」の等価物にするための「主権者(国民)総参加の手続」(換言すれば、変換ソフト)だからである。

非「人口基準選挙」によると、少数の有権者が、必ず、多数の国会議員を選出することになる。その結果、国民は、国会議員を通じて、国民の多数決で、三権を支配できるという「保障」を失う。

(2)18世紀のイギリスの法律家・ベンサムは、民主主義の法理として、**国民の「最大多数の最大幸福」**を唱えた。

(2)「重要な国政問題が、僅差の国民(主権者)の多数決によって決まること」は、稀ではない

2012年のフランスの大統領選挙で、オランド氏は51.6%(1800万668票)、サルコジ氏は48.4%(1686万685票)得票した。50%を基準とすると、オランド氏は、50%から+1.6%でしかない。1票対0.9票の「一票の住所差別」があったと仮定すると、結果は逆転していたであろう。

日本の2010年参院選挙区選挙は、どうであったか?

1票対0.2票(最大)の「住所差別選挙」のため、全登録有権者の33%(3436万2005人)が、全参議院選挙区選出議員(146人)の51%(74人)を選び、全登録有権者の67%(6966万7130人)が、その49%(72人)を選んだ(総務省発表より)。不条理である。

代議制民主主義は、主権者(国民)が、国会議員を通じて、主権者の多数決で、立法、行政、司法の三権(国家権力)を行使するという、深い「割り切り」である。

人口の少數が、国会議員の多數を選び、国会議員が、多数決で三権を支配したのでは、

国会議員の「最大多数の最大幸福」、ひいては、**国会議員主権国家**でしかない。

### 2 「正当(な)選挙」論

(1)国会議員は国会で一人一票である。

『国会議員の国会での一人一票』の根拠は、『国会議員を選出した選挙区の議員一人当たり登録有権者(主権者の数が、同数であること)に求めざるを得ない。なぜならば、「主権者は、国会議員ではなく、国民だから」である。

全ての国会議員は、それぞれ(いわば、各主権者(国民)からの**同数の「目に見えぬ委任状」**を手に持って、国会で、国家権力の行使を国民の多数決で決定するために、議論・投票を行う)特別な代理人でしかない。

2 最高裁判所平成23年判決は、国会が、選挙区等についての**立法裁量権**を有することを理由として、憲法の投票価値の平等の要請は、国会の合理的な裁量により譲歩させられ、国会は、都道府県等の7つの要素を考慮して、選挙区割りを決定できると判示した。

しかし、第1に、国会議員は、立法裁量権の行使にあたって**憲法尊重義務**を負っている(憲法99条)。そのため、国会議員は、立法裁量権に基づいて、憲法上の要請である「主権者(国民)の投票権の等価値」を減殺するためには、**他の憲法上の要請を必要とする**。

第2に、ところが都道府県等の7つの要素は、いずれも憲法上の要請ではない。よって、憲法の最高法規性に照らし、憲法上の要請である「投票価値の平等」は、7つの要素によって、減殺され得ない。

従って、最高裁判所平成23年判決の「判断枠組み」は、違憲である。

### 第3 国会議員は利害関係者

野球に例えて、議論しよう。最高裁判所は、アンパイラーに、国会議員は、ピッチャーに例えられる。

最高裁判所平成23年判決は、ベースの近傍に投込まれた球については、**利害関係者**たるピッチャー(国会議員)に、「ボールか、ストライクか」の判定の裁量権を与えるに等しいと、言わざるを得ない。

同判決は、「アンパイラー(最高裁判所)は、球がベースから大きく逸れた

時だけ、「ボール」(憲法違反)の判定をする」と言っているようなものである。これでは、野球にならない。

### 第4 日本史上初の「一人一票」判決

福岡高裁平成23年判決(廣田民生裁判長)(参院選)は、

「憲法上の要請ではない都道府県単位の選挙区を維持するために、憲法上の要請である投票価値の可能な限りでの平等の実現を妨げることになっていて、許容しがたい現状にある。」

と判示した。

同判決は、**日本史上初の「一人一票」判決**である。

### 第5 ①みんなの党の「一人一票」選挙立法公約、②2011年参院議長案

1 みんなの党は、衆院選につき、完全な「一人一票」選挙制度(即ち、人口基準選挙)の立法を公約している。

2 2011年、故西岡参議院議長は、1票の不平等(最大)を1.066倍(即ち、1票対0.938票)とする参議院選挙制度についての参議院議長提案を各政党に公に提案した。

あなたの一票が何票の価値かチェック! <http://www.ippyo.org/>



一人一票

検索

お問い合わせ EmailとFaxのみで受付けております。  
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議

「一人一票選挙」は、やってやれないことではないのである。

### 第6 法の支配

①最高裁判所は、日本を「一人一票」の「代議制民主主義国家」に変え究極の国家権力(違憲立法審査権 憲法81条)を有している。

②最高裁判所裁判官は憲法尊重義務を負う(憲法99条)。

③日本を「代議制民主主義国家」に変えることは、最高裁判所しかできない。最高裁判所の責任は、限りなく重い。

最高裁判所による「法の支配」の実現を期待する。

最高裁判所判決言渡日時:  
2012年10月17日(水)午後3時  
裁判傍聴希望者が多数の場合:  
傍聴整理券(抽選)による。



一人一票サポートによる新橋イベント(2012.9.4)  
※ただ今、新橋SL広場で街頭ビジョンCM放映中!